

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （３）まん延防止 ②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛	三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （３）まん延防止 ②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛

勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。<u>また、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。</u>	勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。
--	---